

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

人事院規則の改正に準じて、防疫作業手当の特例を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

日立市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（防疫作業手当の特例）

- 2 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市規則で定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市規則で定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、別表第2項の規定は適用しない。
- 3 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市規則で定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。